

# 外国特許トピックス

2017年5月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## インドの審査状況

インドにおいて、2016年5月16日付けで特許法が改正され即日施行されましたが、その後の状況(特に審査状況)について、いくつかの現地代理人より報告が届いておりますので、今回は最近のインドにおける審査状況について現地代理人の報告と弊所案件データを基に紹介いたします。

### (1) 現地代理人からの報告

現地代理人からは共通して、2016年の特許法改正前に比べ、出願後・未審査案件が減少し、Office Actionの発行件数が増加したと報告されており、特許法改正の効果が現れているとの見方が大勢を占めています。

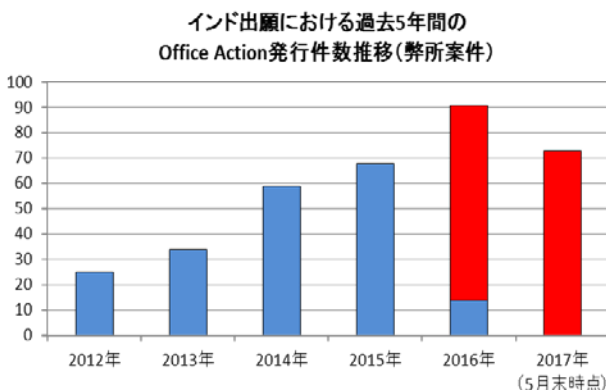
ポイントとなる改正は、①Online出願の義務化、②Acceptance期間の短縮、③Hearingの見直しにあるようです。①は、出願受付を電子手続きに限定し、特許庁内の事務処理・管理の効率化を図ることが目的です。②では、第1回目Office Actionが発行されてから特許査定を受けることができる状態になるまでの期間が、従来の12ヶ月から6ヶ月に短縮され(最大3ヶ月延長可)、審査官も第1回目Office Action応答日から3ヶ月後またはAcceptance期間から3ヶ月後のいずれか早い方までに特許査定か拒絶査定かの決定をしなければならず、迅速な審査が求められるようになりました。また、③においても、Hearingの延期日数を30日、延期回数を2回までと制限したほか、テレビ会議などでの開催も認められることになり、無駄に延びない円滑なHearing開催を目指すことになりました。

また、インド特許庁は、この1年間で450~500人の審査官募集を行ったようです。特許法改正にともない審査官1人あたりの処理件数が増えることを見越して受け皿を用意し、制度面と人員面の見直しが相俟って、特許庁内の残件数が減り、Office Actionの発行件数が増加したものと思われます。

一部の現地代理人からは、特許庁より毎日30~40件のOffice Actionを受領しており、Office Action発行の激増がインド特許事務所によるOffice Action発行報告の遅れやOffice Actionに対するコメントの質低下を誘発するとの悲鳴に近い声もありますが、多くの現地代理人は特許庁の審査処理件数増加を肯定的に捉え、歓迎受け入れているようです。

### (2) 弊所案件データ

弊所においてもインド出願の審査状況を調べてみました。



左のグラフは弊所案件インド出願の過去5年間のOffice Action発行件数を表したものです。赤い部分は改正後の受領件数で、2016年は改正以降77件受領し、2017年も5月末時点で既に73件受領しています。赤い部分の内訳(月別受領件数)は、改正前および改正後2~3ヶ月の月平均受領件数は一桁台でしたが、その後2017年5月末までの平均は14件まで増加しています。

また、改正後に発行された第1回目Office Actionについて、審査請求日からの経過年数を調べたところ、改正後の数ヶ月は平均して6年以上経過していましたが、2017年に入ってから、4年半~5年半ほどの経過にとどまっており、出願後・未審査案件の減少が弊所データでも確認できました。

### 《続報/2016年5月、11月 外国特許トピックス》

「ベトナム-日本間のPPH」について続報です。ベトナム特許庁は、1年目に続き、2年目(2017年4月1日再開)の利用申請数が2017年5月24日時点で100件目に到達したため終了したことを発表しました。今後、3年目が2018年4月1日に始まるまでPPH申請は受け付けられません(3年目も申請件数は100件に制限されます)。この試行プログラムは3年目で終了予定ですが、早期権利化制度に対する需要と期待から、試行を経て正式に制度化される日も近いと思われます。

以上